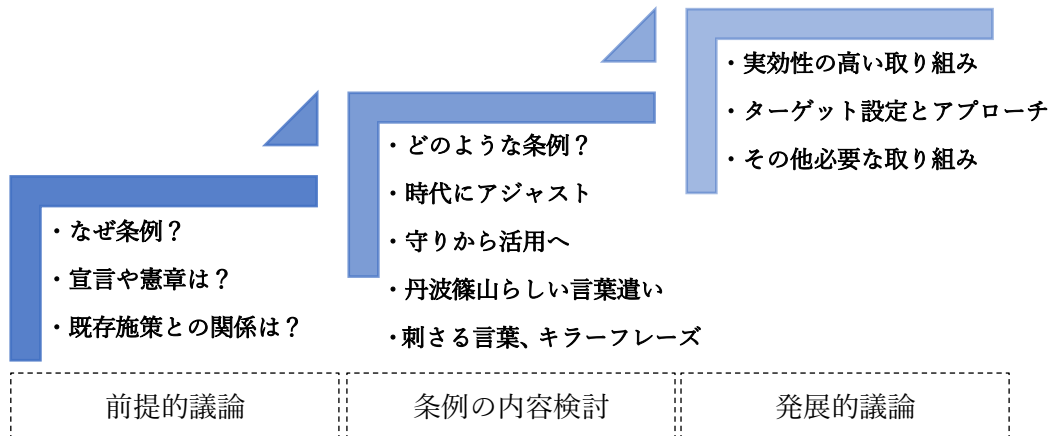


第4回丹波の森づくり推進検討委員会に係る資料

1. これまでの振り返り

(1) 第1回の委員会では

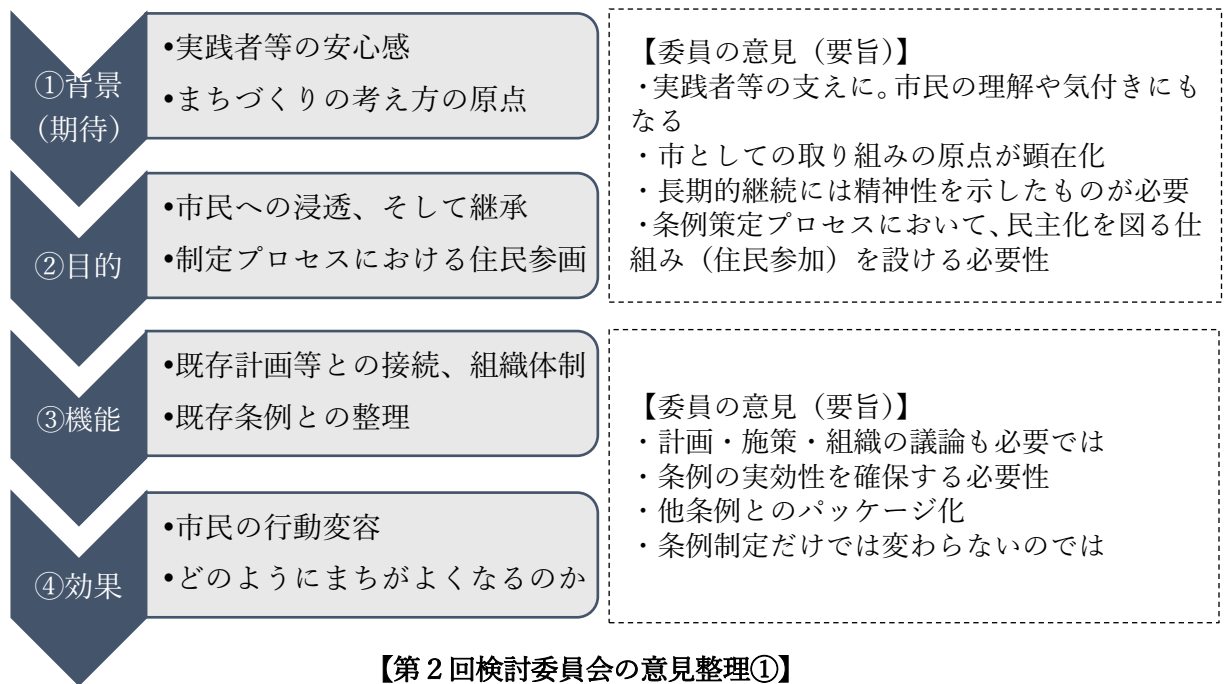
丹波の森宣言等の経緯を振り返るとともに、認知の課題があることやその対応について、確認してきた。委員からは、県民意識調査の内容や啓発のターゲット設定等についての質疑があったなかで、とりわけ、条例化に関する意見が多く見受けられた。要約して列記すると、“なぜ条例を制定しようとするのか”、“既存の条例や構想等との関係性は”、“宣言や憲章でない理由は何か”等である。また、条例化を検討していくにしても“どのような条例をイメージしているのか” “丹波の森構想を下敷きにしつつ今の時代に合わせること”や“従来の守りから活用へ”、丹波篠山らしい言葉遣い、“ターゲットに効果的に刺さる言葉・キラーフレーズの必要性”等の指摘もあったほか、より具体的な事業活動を示すアクションプラン、実効性の高い取り組みについての言及もあり、これからの委員会における論点提起があった。



【第1回検討委員会の意見整理】

(2) 第2回の委員会では

「なぜ条例なのか」「法形式として宣言や憲章はどうか」といった前提的な議論を中心に行った。その中で、条例制定に関して、それぞれの委員からさまざまな意見が出されたが、それぞれ少なからず共通項があったことから、4つの視点に基づき、次の図のとおり整理した。



また、丹波の森宣言が採択された30年前は、“開発圧力への抵抗”という命題があったが、“現代的な課題”は何なのか？との問いも投げかけられた。この問いについては、これまでの議論から、“担い手に係る課題”を想定しうるような雰囲気が滲み出ている。

	概ね合意形成が図られたもの	今後議論を要するもの
内部 (行政)	・取り組みの原点が顕在化 ・自治体としての背骨	・実効性(計画や施策との連動)
外部 (市民・実践者・事業者)	・活動・事業の支え ・市民の理解、気づき	・実効性(民主化のプロセス、対象へのメッセージ性)

【第2回検討委員会の意見整理②】

(3) 第3回の委員会では

丹波の森づくりの理念の浸透、継承を図るためには、どのような条例の機能、あるいは取り組みが必要か」について議論をいただいた。意見の主な内容を以下のとおり。

アプローチ	対象	具体的なアイデア	実効性の担保（狙い）	高 ↑ 条例との直接的な関連性 ↓ 低
制度的 アプローチ	行政・全体	見直し条項、上位条例、独自祝日の制定	理念を風化、形骸化させない	
経済的 アプローチ	事業者・来訪者	森づくり税（宿泊税的？）、仕事化（収益性）	善意に頼らず、持続可能な「循環」を	
生活的 アプローチ	市民（コミュニティ）	丹波の森づくりに係る取り組みへの理解、応援 地区まちづくり計画への反映、生活感との一致	挑戦の機運を醸成 「いつもの暮らし」の中に理念を組み込む	
共感的 アプローチ	市外・次世代	ゆるキャラ、イベント、象徴的なキャッチコピー	難しい理念の変換	

※対象ごとに役割を規定することについても言及あり

【第3回検討委員会の意見整理】

また、条例の位置づけとして、市の個別条例や計画が参照すべき原点（≡上位条例的）といった言及とともに、条例の運用としてライフサイクル（清野委員の言葉を借りると「発達段階的」）に落とし込んで運用していくことについても言及があった。

今回の委員会では、前回の委員会が出された意見（アイデア）を踏まえて、参考となる具体的な条例をみていくとともに、条例の骨格について、議論していければと考えている。

（参考）委員会スケジュール・検討事項について（※前回提供資料より）

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月初旬	10月中	11月上旬～	12月中
検討委員会②③	-	-	検討委員会④⑤⑥	-	-	検討委員会・整文	例規審査	パブリックコメント	最終調整・議会上程	条例審査・議決
委員会②（今回） ・理念の法形式について →なぜ条例なのか？	-	-	委員会④ ・類似等条例 ・条例の詳細設計 →丹波の森構想に、新たにどのようなエッセンスを加えるか	-	-	【補足】 答申、整文	（例規審査：市内部で関連法規との整合性を確認する作業）	（パブリックコメント：市民、市内事業者、行政、その他セクターからの意見を聴取、反映するためのプロセス）	（市議会に議案として提案するための手続き）	（市議会での議論、審議、採否の判断）（※市議会の判断によっては成立の時期が変更される可能性もある）
委員会③ ・条例の基本設計（理念、規制、コミュニケーション、実効性、紛争処理） →どのような条例にするか？	-	-	委員会⑤ ・具体的な条文案の検討	-	-	-	-	-	-	-
・その他の取り組みについて	-	-	委員会⑥ ・具体的な条文案の検討 ・その他の取り組みについて	-	-	-	-	-	-	-

2. 条例（案）について

（１）これまでの議論を踏まえた条例案作成のポイント

事項	内容	これまでの検討委員会の意見等
名称	丹波篠山市未来へつなぐ 丹波の森づくり条例(仮)	
構成	①前文	・ 丹波の森宣言を抜粋する形で条文を作る
	②目的	
	③基本理念	
	④市民の役割	→市民、事業者、行政のみならず、“関係人口”についても規定
	⑤事業者の役割	
	⑥関係人口の役割	→丹波の森づくりに取り組む人々や事業者を応援するような規定
	⑦行政の役割	
	⑧実効性	・ 見直し条項、独自祝日、記念日の制定（イベントの実施） ・ 森づくり税（宿泊税的？） ・ 丹波の森づくりに係る取り組みへの理解、応援
	※留意点	→刺さる言葉、丹波篠山らしい言葉使い、現代的に、生活感との一致、既存条例の上位的 位置づけ（下図のイメージ！？）

【実践的アイデア等として】

→ゆるキャラ、象徴的キャッチコピー、（まち協）地区まちづくり計画への反映

【図解】丹波の森づくり条例の構造案



※Gemini で作成（Gemini は AI であり、間違えることがあります。）

(2) 前回意見を踏まえて

前回委員会において、実効性を高めるためのアイデアをはじめ条例に関する意見をいただいた。これらの意見を整理すると、3つのパターンが想定される。パターン毎に参考となる条例を収集した。

A：大きな理念を定める条例

【参 考】養父市日本一へのまちづくり宣言条例

(目的)

第1条 この条例は、養父市発足から15年を迎え、まちづくりが創生期から成長期へと推移していく段階において、市が目指すべきまちの姿を宣言し、市民、議会及び市が実現に向けて協働していくことを目的とする。

(宣言)

第2条 市は目指すべきまちの姿として、次の各号を宣言する。

- (1) 日本一 農業をしやすいまち
- (2) 日本一 子育てをしやすいまち
- (3) 日本一 福祉が充実したまち

(推進)

第3条 前条に掲げる宣言は、養父市まちづくり基本条例(平成21年養父市条例第2号)に基づく市民、議会及び市の協働により推進する。

(周知)

第4条 市は、市民や議会と協働し、第2条に掲げる宣言を広く市内外に周知するよう努めなくてはならない。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

B：仲間づくりにつながる条例

【参 考】丹波篠山市景観条例（一部抜粋）

(景観まちづくり活動団体の認定)

第28条 市長は、良好な景観の形成に関する自主的な活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観まちづくり活動団体として認定することができる。

- (1) 活動の内容が本市の良好な景観の形成に資するものであること。
- (2) 法令等に違反する活動をしていないこと。
- (3) 活動が専ら営利を目的としたものでないこと。

C：訪れた人に経済的な負担を求める条例

【参 考】廿日市市宮島訪問税条例（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課する宮島訪問税に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、法及び廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

(4) 訪問 宮島町以外の区域（公有水面を除く。）から宮島町の区域（公有水面を除く。）に入域することをいう。

(5) 訪問者 旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。第10条において同じ。）又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民（住民票に記載されている住所が宮島町の区域内である者をいう。）その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。

（中略）

（納税義務者）

第4条 宮島訪問税は、訪問者に課する。

（中略）

（税率）

第7条 宮島訪問税の税率は、訪問者が訪問をするごとに1人100円とする。ただし、1年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者1人1年ごとに500円とする。

（徴収の方法）

第8条 宮島訪問税は、第10条及び第12条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、申告納付の方法によって徴収する。